

2019年12月1日からの改正道路交通法における自動車等運転中のスマホ等「ながら」運転の厳罰化について社員教育を実施しました。当社では・・・

**携帯電話・スマホ・ナビゲーション等を「持たない、凝視しない、操作しない」を徹底します。**



携帯電話、スマホやナビゲーション等を保持すること、その画面を凝視することが違反の対象となることは今までと変わりありません。

しかしながら、当社では、通勤時・営業時・収集運搬時と多く自動車を利用する環境下であり、今回の厳罰化が意図するところを十分に理解する必要があります。

そこで今回、改めて運転中のスマホ等の保持がもたらす危険性について理解を深めました。

また、自動車に限らず、自転車・歩行中のスマホ保持のリスクについても言及しました。

社員教育の様様 →



←工場朝礼時における注意喚起の様子

工場に限らず、営業担当・収集運搬ドライバーに向けても改めて今回法令の重要性を教育しました。

今後も道路交通法に限らず、法令順守について教育の機会を設け、事故撲滅に邁進してまいります。

株式会社 東亜オイル興業所